

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|---|
| 所属名 | 山梨県立文学館 |
| 契約締結年月日 | 令和6年6月21日 |
| 契約者名 | ナカシャクリエイティブ株式会社 |
| 契約名 | インターネット公開システム新規導入業務委託 |
| 契約金額 (税込み) | 3,414,262円 |
| 随意契約理由 | <p>(1) 県立文学館では、平成25年からナカシャクリエイティブ株式会社（以下「ナカシャ」という。）が開発した、県立文学館独自のシステムである画像情報システムを導入し運用をしている。</p> <p>(2) 新規に導入するインターネット公開システムは、県立文学館で収蔵している資料の画像をインターネットで公開するためのものである。</p> <p>(3) インターネット公開システムを画像情報システムと同様のデータベースで構築することでデータの一貫性と正確性を保つことができ、さらには、登録、運用管理の仕組みを両システムで統一することでデータの重複登録や矛盾を避け、正確性が向上し、効率的なデータ管理及び運用が可能となる。</p> <p>以上から、インターネット公開システムの構築を画像情報システムの開発業者であるナカシャに委託したい。今回構築するインターネット公開システムを画像情報システムと同様のデータベースで構築するためには、ナカシャが開発した県立文学館独自のシステムのデータベースを改修し、構築する必要がある。よって同様のデータベースを構築できるのは、ナカシャに限られる。また、一からデータベースを構築する必要が無いため、適正な工期を確保することができ、安価で信頼性の高いシステムを構築することが可能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号の規定に基づき「随意契約」とし、また、山梨県財務規則第137条第3項の規定に基づき「見積合せを省略」する。</p> <p>また、運用保守においても、同様の理由で単独随意契約とする。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施工令第167条の2第1項第2号、第7号 山梨県財務規則第137条第3項 |